

一般社団法人 日本歯科麻酔学会

認定歯科衛生士制度規則

平成 27 年 10 月 30 日制定	平成 29 年 10 月 13 日改正	平成 30 年 8 月 19 日改正	令和元年 7 月 11 日改正	令和元年 8 月 18 日改正
平成 27 年 10 月 30 日施行	平成 29 年 10 月 13 日施行	平成 30 年 8 月 19 日施行	令和元年 7 月 11 日施行	令和元年 8 月 18 日施行
令和 3 年 10 月 8 日改正	令和 5 年 1 月 26 日改正	令和 5 年 5 月 16 日改正	令和 5 年 10 月 6 日改正	令和 6 年 10 月 25 日改正
令和 3 年 10 月 8 日施行	令和 5 年 1 月 26 日施行	令和 5 年 5 月 16 日施行	令和 5 年 10 月 6 日施行	令和 6 年 10 月 25 日施行
令和 7 年 5 月 11 日改正	令和 8 年 5 月 24 日改正	令和 8 年 8 月 11 日改正		
令和 7 年 5 月 11 日施行	令和 8 年 5 月 24 日施行	令和 8 年 8 月 11 日施行		

第 1 章 総 則

- 第 1 条 一般社団法人日本歯科麻酔学会認定歯科衛生士（以下「認定歯科衛生士」とする）とは、歯科診療における全身管理に関連する領域でチーム医療に参加できる知識と技能を有する歯科衛生士に対して、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「学会」とする）が認定した資格であり、地域社会の歯科医療における安全性の向上に貢献する役割を有している。
- 第 2 条 本制度は、歯科診療における全身管理に関連する領域で、チーム医療に参加できる知識と技能を有する歯科衛生士を養成し、地域社会の歯科医療における安全性の向上に貢献することを目的とする。
- 第 3 条 第 2 条の目的を達成するために本学会は認定歯科衛生士を認定し、認定証を交付する。

第 2 章 審査を受けるものの資格

- 第 4 条 認定歯科衛生士の認定を受けるものは、次の各項の資格をすべて満足することを要する。
1. 日本国の歯科衛生士の免許証を有するもの
 2. 学会が認める研修カリキュラムにしたがい歯科麻酔の研修をしたもの
 3. 学会認定医が認定歯科衛生士の申請を認めたもの
 4. 申請の時点で継続して 1 年以上本学会正会員であるもの
 5. 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が開催する学術集会に学会入会以後、申請日までに 1 回以上出席していること

第 3 章 認定の方法

- 第 5 条 認定歯科衛生士の認定を受けようとするものは、認定申請料を添えて、次の各項に定める申請書類を認定歯科衛生士委員会に提出しなければならない。認定申請料は別に定める。
1. 認定歯科衛生士申請書（様式 1）

2. 履歴書 (様式 2)
3. 研修証明書 (様式 3)
4. 認定歯科衛生士申請許可書 (様式 4)
5. 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が開催する学術集会の参加証明書 (様式 5)
6. 救急蘇生講習会受講修了証 (複写)
7. 症例一覧表 (様式 6)
8. 症例報告書 (様式 7)
9. 歯科衛生士免許証 (複写)
10. 払込控貼付用紙 (様式 11)

第 6 条 認定歯科衛生士の認定に際しては書類審査を行い、合格者に対しては筆記試験および口頭試問（以下「試験」とする）を課する。書類審査および試験は第 5 章で定める認定歯科衛生士委員会が行う。

第 7 条 試験に合格したものは別に定める登録料を納付すると、認定証が交付される。

第 4 章 認定歯科衛生士の更新

第 8 条 第 7 条の認定の有効期間は 5 年とし、更新を受けなければならない。

第 9 条 更新を受けようとするものは、別に定める更新審査料を添えて、次の各項に定める申請書類を認定歯科衛生士委員会に提出しなければならない。

1. 更新申請書 (様式 8)
2. 履歴書 (様式 2)
3. 最近 5 年間の学会年会費納入証明書 (様式 9)
4. 日本歯科麻酔学会認定歯科衛生士制度施行細則第 9 条に規定する証明書 (様式 10)
5. 払込控貼付用紙 (様式 11)

第 10 条 認定歯科衛生士の更新は、認定歯科衛生士委員会の議を経て、理事会で行われる。

第 5 章 認定歯科衛生士委員会

第 11 条 次の方法により、認定歯科衛生士委員会を組織する。

1. 審査委員は歯科麻酔科等の教授で歯科麻酔に専従しているもの、およびそれと同等の専門知識と経験を有するものとする。
2. 委員長ならびに副委員長は、理事長が委嘱し、その任期は 2 年とする。
3. 委員数は 6～8 名とし、その任期は 2 年で、半数交代制とする。

第 12 条 認定歯科衛生士委員会は委員の 2/3 以上の出席をもって成立する。

第6章 認定歯科衛生士の資格の喪失

第13条 認定歯科衛生士は次の場合、認定歯科衛生士委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。

1. 本人が資格の辞退を申し出たとき
2. 歯科衛生士の免許を喪失したとき
3. 本学会会員の資格を喪失したとき
4. 認定歯科衛生士として不適当と認めたとき
5. 更新の手続きを行わなかったとき

第14条 日本歯科麻酔学会定款第17条により会員資格の復活が認められた者は、認定歯科衛生士資格の更新期限を迎えていない場合に限り、認定歯科衛生士委員会の議を経て、理事会の決定により認定歯科衛生士の資格を復活させることができる。

第7章 研修カリキュラム

第15条 研修カリキュラムは、歯科診療における全身管理に関連する領域で、チーム医療に参加できる知識と技能を修得することを目的として編成される。履修項目は別に定める。

第8章 規則の変更

第16条 本規則を変更する場合は理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

第9章 補則

第17条 認定歯科衛生士認定申請料、登録料および更新審査料は別に定める。